

ID: 3014

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の2の3第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】	<p>法第9条の2の3第1項の規定による。 (組合員以外の者の事業の利用の特例)</p> <p>第9条の2の3 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が100分の200を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和元年6月21日